

横 監 発 第 1 5 号

平成 2 3 年 8 月 2 4 日

横浜町長 野 坂 充 殿

横浜町監査委員

平成 2 2 年度財政健全化及び経営健全化審査意見書
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、提出を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第 2 2 条第 1 項の規定による資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成22年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成23年8月18日、19日

3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された平成22年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	平成22年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	— (%)	15.0 (%)
②	連結実質赤字比率	— (%)	20.0 (%)
③	実質公債比率	10.8 (%)	25.0 (%)
④	将来負担比率	64.8 (%)	350.0 (%)

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担率がなされない場合は「—」を記載している。

平成22年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成23年8月18日、19日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された平成22年度のそれぞれの会計の資金不足及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

企業会計の名称	平成22年度資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	— (%)	20.0 (%)
農業集落排水事業	— (%)	
下水道事業	— (%)	

備考：資金不足がない場合は「—」を記載している。